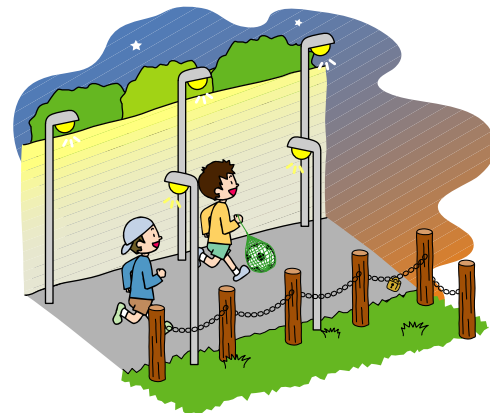


- ② 死角となる物件又は箇所がある場合は、死角をなくすためのミラー等を整備すること。
- ③ 幅員が広い等構造上可能な道路においては、歩道と車道を分離すること。
- ④ 通学路等に「子ども110番の家」の設置・増強を働きかけること。
- ⑤ 地下道を始めとする児童生徒等に対する犯罪発生危険性が特に高い通学路等に緊急通報装置等(注4)の防犯設備を設置すること。

(注4)「緊急通報装置等」とは、緊急時において通報者が通報ボタンを押すことにより赤色灯、非常ベルが作動する装置や警察官と音声による通話ができる装置をいう。

- ⑥ 夜間において、道路照明灯等により人の行動を視認できる程度以上の照度(注5)を確保すること。

(注5)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ)がおおむね3ルクス以上)をいう。(平成12.2.24 警察庁丙生企発47号 安全・安心まちづくり推進要綱から)

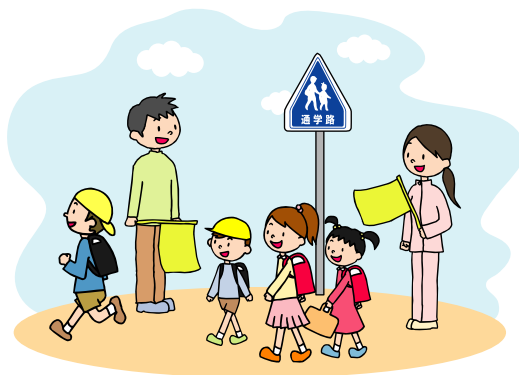


均等な明るさの連続は、犯罪企図者の接近を妨げる。

3 通学路等における安全確保体制の整備等

通学路等を管理する者等は相互に連携して、通学路等における児童生徒等の安全を確保するために、次のような体制の整備等に努めるものとする。

- ① 通学路等における児童生徒等の登下校時の見守り活動、緊急時の保護活動及びその他児童生徒等の安全確保活動を行うための協力体制を整備すること。



見守り活動の様子

- ② 通学路等の点検結果を踏まえ、危険箇所の改善に向けた取り組みを実施すること。
- ③ 安全な通学路等を設定すること。 安全な通学のため、スクールバスや路線バス等の活用も考えられる。
- ④ 通学路等における児童生徒等に対する犯罪、不審な声かけ等の行為や、不審な車両、その他児童生徒等の安全確保に関する情報の迅速な共有化、及びこれらの情報内容に応じた対策を講ずるための連携体制を整備すること。

不審な声かけ等の行為が発生した場合などは、集団登下校の実施や見守り活動などの連携体制を速やかにとること。

- ⑤ 通学路安全マップ等の配付等、地域をあげた児童生徒等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取り組みを実施すること。

作成した通学路安全マップや地域の安全マップを関係者に配付し、情報を共有化することは、地域をあげて児童生徒等の安全を図る上で重要である。

4 通学路等における安全確保のための役割

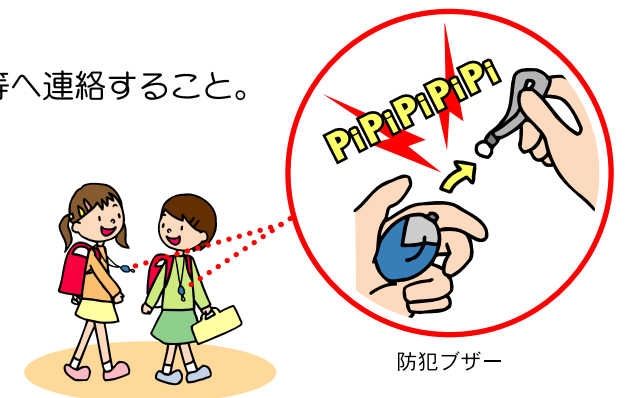
通学路等における児童生徒等の安全を確保するため、通学路等を管理する者等は各々役割を理解し、次のような安全確保活動に努めるものとする。

- ① 児童生徒等の保護者
 - 児童生徒等の安全確保を支援するという地域ボランティア活動の意義を理解し、次のような取り組みを行うこと。
 - (ア)児童生徒等を集団登下校へ参加させること。
 - (イ)やむを得ず一人で登下校する場合は、同伴するなどの対応をとること。

クラブ活動等で遅くなる場合もあるので、親子で十分話し合い、安全確保の対策を講ずる必要がある。

- (ウ)児童生徒等が遅刻又は早退する場合は、学校等へ連絡すること。
- (エ)児童生徒等に防犯ブザー等を携帯させること。

電子タグなどのコピキタスセンサー関連技術(複数のセンサー間で自立的な周囲環境等の情報の認識・流通を実現することで状況へのリアルタイムな対応を可能とする技術)を活用して行くことも考えられる。



防犯ブザー

- (オ)学校等と話し合うなどにより、通学路、登下校方法について共通認識を持つようにすること。
- (カ)「子ども110番の家」等、児童生徒等の安全を確保するための制度や仕組みを理解すること。
- (キ)危険箇所、危険回避方法及び「子ども110番の家」の活用方法等を家庭で話し合い、児童生徒等に認識させること。